

国保運営方針の見直し(素案)に関する意見について(令和2年度第2回 北海道国民健康保険運営協議会(書面開催))

資料 1-3

NO	章	該当箇所	意見	回答または運営方針への反映状況	委員名
1	第1章	第4節 運営方針の適用及び見直しの時期	新型コロナウイルス感染症が終息した後の状況は現時点で予想がつかないので、見直しの時期は先延ばししてもよいのではないのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響などへの対応については、引き続き、その時々 の状況に応じて判断していくものと考えております。	中村委員
2	第2章	第1節 医療費の動向と将来見通し 2 医療費の動向 ④診療種別医療費の現 状 ア入院の5～6行目	「～自然的要因や家庭での介護力に欠けることなどから～」の”家庭での介護力 に欠ける”について、もう少し柔らかな表現にしては如何でしょうか。ご検討をお 願います。 (例) 「～自然的要因や在宅療養の家庭での支援体制が整っていないことなどから～」	入院期間の直近の数値が全国平均より短くなり、「入院期間が長く」との記述と相 容れないため、当該記述全体を削除しました。(パブリックコメントで指摘あり)	高田委員
3	第2章	第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等 2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設 定の方法	平成30年度決算時点での赤字市町村数が21市町村、赤字額23.5億円となってお ります。因みに、平成29年8.24策定時の平成27決算を基に作成した試算(新旧対 照表p11 赤字市町村95市町村 赤字額113億円)からは、大幅に減少している が、理由は何か。 また、今後の方針として、激変緩和措置等を通じて赤字の解消につとめていくとあ るが、激変緩和措置の終了する6年後には赤字市町村がどれ位になる見込みに あるか、そしてその赤字額はいくら位か、そして、最終的には、全市町村の赤字が 解消されると考えて良いか。	・保険料収納率の向上や保険者努力支援制度創設による収入の増加等により財 政状況が改善されるなどにより、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行う 市町村が大幅に減少したことが大きな要因と考えます。 ・現在、赤字解消計画を策定しており、激変緩和措置が終了した令和6年度以降 において赤字削減予定額があるのは4市町村、赤字額は計47,289千円です。 なお、これらの計画策定市町村が計画どおりに赤字解消できない場合やその他 の市町村において新規に赤字が発生する場合の令和6年度時点の市町村数や 赤字額を見込むことは困難です。また、保険料率の統一に向けては、決算補填等 目的の法定外繰入の解消が必要であるため、全ての市町村の赤字解消を目指し ます。	大場委員
4	第3章	第3節 保険料水準の統一 3 統一保険料率に向けて (2)資産割の廃止	「資産割の廃止」2026年度までを経過期間とします、ということは2026年度まで に市町村で廃止の決定ができると考えてよろしいですね。 固定資産税は世帯主が後期高齢者の年齢になった場合、その世帯には資産割 が賦課されませんので、平等という点からも早い時期での廃止が必要ではないか と思っています。	道が目指す統一保険料に係る算定方式については、資産割を除いた3方式とし ており、今般の運営方針見直し(素案)において、R8年度までを経過措置期間とす る旨について明記しております。 今後、資産割を有する市町村においては、統一保険料率に向け、被保険者への 影響等を考慮しながら、資産割廃止について検討していくものと考えております。	石亀委員
5	第6章	第2節 医療費の適正化に向けた取組 重 複受診や頻回受診等に係る指導の充実	重複受診は、セカンドオピニオンも指しているのでしょうか。医療機関への不安か らなのでしょうが、セカンドオピニオンを推す風潮が耳に入ってきます。 居住地域によって格差があると思いますが、セカンドオピニオンが重複受診の指 導に係るのでしたら、もう少し論う必要があるのではないかと思います。	一つの傷病について同一月内に複数の医療機関を受診する重複受診者に対 し、保健師等が受診内容を分析し、訪問指導等の取り組みを進めておりますが、 セカンドオピニオンについては重複受診の指導対象ではありません。	石亀委員
6	第6章	第1節 現状 5 後発医薬品の普及促進 第2節 医療費の適正化に向けた取組 8 後発医薬品の使用促進	劣悪な後発医薬品を排除する取り組みも必要です。	道では、国の通知を踏まえ、毎年、一斉監視時に、後発医薬品品質確保対策とし て、市場流通している後発医薬品の検査を行い、規格に不適合又は不適合の疑 いのある場合、国へ報告するとともに、業者に対しても適切な指導を行うことと しており、今後もご意見を踏まえ、指導して参ります。	中村委員